

第 186 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和元年 9 月 3 日(月)10:00～11:20
場 所	環境局研修会館
議 題	平成 30 年度事後調査報告書の報告 ・ 神戸発電所 3・4 号機設置計画 ・ 六甲北有料道路拡幅事業
出席者 36 名	◇審査会委員：11 名 太田委員，沖村委員，川井委員，島委員，藤川委員，藤原委員，楨村委員， 山下委員，花嶋委員，島田委員，宮川委員
	◇環境局職員：8 名 中村環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長 岡部自然環境担当課長 他事務局 5 名
	◇事業者：12 名 株式会社コベルコパワー神戸第二 取締役 井上氏 他 5 名 神戸市道路公社 道路管理部管理課 宇野課長 他 5 名
公開・ 非公開	公開（傍聴人 4 名）

○開会

- 【議 長】** ただいまから，第 186 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
 本日は，神戸発電所 3・4 号機設置計画の平成 30 年度の事後調査結果に関する報告と六甲北有料道路拡幅事業の平成 30 年度の事後調査結果に関する報告を受ける予定になっております。
 傍聴の方々をお願いいたします。お手元のファイルにある注意事項を守っていただき，審議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。
 それでは，事務局よろしくをお願いいたします。

《提出資料の確認》

- 【議 長】** それでは，議事に入りたいと思います。
 傍聴の方々へのお願いですが，これ以降の写真の撮影等につきましてはご遠慮いただければと思います。
 それでは，神戸発電所 3・4 号機設置計画の事後調査結果に関する報告を行っていただきます。事務局から，事業者を紹介してください。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは、事業者からご説明をお願いいたします。

《事業者より、資料1 神戸発電所3・4号機設置計画 事後調査報告書
(平成30年度) (概要書) について説明》

【議長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委員】 工事排水処理に関して、どういう工程で出たものが工事排水として処理されるのでしょうか。

【事業者】 掘削等を行った時に出てきた地下水を汲みあげ、それを処理設備に持って行きまして処理しています。

【委員】 土壌などの洗浄水ではないですね。

【事業者】 はい、違います。また、一部工事エリアに降った雨水等についても、この設備で処理をしております。

【委員】 細かいことなのですが、45ページで産業廃棄物の有効利用率98%とありますが、残りの2%は場外に排出したということなのでしょうか。

【事業者】 廃プラスチック等、一部処理できないものについては専門の処理業者に処理委託しています。

【委員】 ということは、土壌ではないけれども、それ以外のプラスチック等が2%に含まれるということでしょうか。

【事業者】 一部の木くずやプラスチックについて、処理先で有効利用しているものもありますが、最後まで混ざってしまってどうしても分別できないものについては、産業廃棄物として処理しています。こちらも今後、できるだけ有効利用できるようにしていきたいと思います。

【委員】 廃プラスチックは工事に使ったものということですか。

【事業者】 搬入してきた機械等に使われている梱包材や薬品等の袋などです。

【委員】 先ほどの排水処理について確認ですが、20ページに工事関係車両の出場時にタイヤを洗浄する写真や、道路に散水している写真があるのですが、これらの排水はどこに行くのでしょうか。

【事業者】 同じく、工事排水処理設備のところを持って行って処理しております。

【委員】 8ページの「b.水環境」のところに書いてある、建設工事に伴う工事排水について、道路に散水して生じる排水等、いろいろな排水がありますが、すべて排水処理設備で処理されるということでしょうか。

【事業者】 掘削後にポンプから汲みあげた工事排水や、側溝等に入った雨水、タイヤ洗

浄設備等にためた水を処理施設に持って行きまして処理をしています。掘削後にポンプでくみ上げた水は工事排水、側溝等に入った雨水やタイヤ洗浄設備等の水については雨水等として記載しております。

【委員】 14ページから15ページの二酸化窒素と浮遊粒子状物質の調査結果について、ここでは年平均値のみが示されているのですが、工事を開始されたのが平成30年10月からですので、年平均値では事後の評価とは言えないのではないのでしょうか。

工事を始める前後で、どのように違ったかということを見ていただく必要があるのですが、月平均値の推移を示していただいたほうがわかりやすいと思います。

もう一点は騒音についてです。25ページの周辺地域騒音の調査結果の中の周辺5で予測結果を上回っており、それについては28ページの調査結果の検討というところでその理由が考察されています。一方、23ページの道路交通騒音の調査結果の中の道路3では、予測結果をわずかですが上回っているものの、そのことについて全く言及がないのはなぜでしょうか。

【事業者】 1点目の二酸化窒素と浮遊粒子状物質について、本報告書では年平均値で記載していますが、月平均も確認しています。その結果ですが、工事を始めた10月以降に極端に濃度が上がっていないことを確認しています。

続きまして、2点目の騒音のご質問ですが、道路3に限った考察ではありませんが、23ページの本文中4行目に、「いずれの調査地点も調査日における工事関係車両の交通量は予測に用いたものを下回っており、工事関係車両の運行による寄与は少ないものとする」と、少し全体的な表現ではありますが、考察しています。

工事関係車両による寄与分は1デシベルに満たない程度ですので、2デシベルも上がるような寄与はないと考えております。

【委員】 確かにその通りなのでしょうが、周辺地域については2デシベルの増加でかなり詳しく書いておられるので、全体の整合性を図るためにも、交通騒音に関しても一言書かれてもいいのではないかなと思いました。

【事業者】 今後、検討させていただきます。

【委員】 騒音と振動に関して、特に振動についてなのですが、測定結果については L_{max} 値も併記していただけると、より説得力がある情報になるのではないかと思います。つまり、振動の L_{10} と言うと、それより大きな時間帯が10%あったということなので、 L_{max} の情報があるとより、報告としての説得力が増すと思います。

最近の測定機材であれば当然測定していると思います。今分かるようであれば教えていただけないでしょうか。

【事業者】 本日は概要書で説明させていただいているのですが、神戸市条例に基づいて報告書と概要書をつくっております。報告書には詳細なデータとして載せております。

【委員】 報告書には併記されているのですね。繰り返しますが、 L_{max} の情報があるとより説得力が増すと思います。

【事業者】 わかりました。

【議長】 ほかはいかがでしょうか。ご質問も無いようですので、本事業に関する報告は以上にさせていただきたいと思います。

事業者の方、ご説明ありがとうございました。ご退席いただいて結構です。

《事業者入れ替わり》

【議長】 それでは、六甲北有料道路拡幅事業の事後調査結果の報告をしていただきます。事務局から事業者を紹介してください。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは事業者からご説明をお願いします。

《事業者より、資料2 六甲北有料道路拡幅事業 平成30年度事後調査報告書
について説明》

【議長】 ありがとうございました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

【委員】 19ページのキンランの保全について、質問があります。維持管理作業のところでネザサの刈り取りと寒冷紗の撤去というのがあるのですが、この寒冷紗というのは何のために設置してあったものなののでしょうか。

移植場所の確保か何かのために工事関係者が設置されたものなのか、あるいは、もともと植生を抑えるためにあったものなのかというところがわからなかったのですが。

【事業者】 寒冷紗を設置したのは、私ども事業者です。その背景としては、キンランを移植した直後、活着する際に乾燥を避けなければいけないと考えましたので、移植個体に直射日光が当たるのを防ぐために寒冷紗をかけました。

移植場所の周辺にコナラの木等があり、それによって直射日光が当たらない、もしくは当たっても移植してから1年たっているため、ある程度、乾燥については防げるだろうということで平成30年度に寒冷紗を外しました。

【委員】 ネザサがキンランの移植地に生育していたということですが、移植地周辺のネザサを刈ってしまうと、そのときの状況が変わってしまうのではないのでしょうか。

【事業者】 移植地はゴルフ場の一部ですが、ゴルフ場でしっかりと管理されていてネザ

サが全然生えていないところと、OBラインあたりのそれほど頻繁には草刈りされておらず、ネザサが生えているところがあります。

そのどちらの環境にもキンランが自生しておりますが、管理されている場所のほうがキンランは多い状況です。

管理道の奥についてはあまり草刈りがされていない状況でしたので、維持管理の一環として奥のネザサを刈り、日当たりをよくするという維持作業を行いました。

【委員】 そうすると、本来ゴルフ場の管理で刈っておられる状況がよかったので、自生地になっていたという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 そういった人的要因も大きいと思っております。

【委員】 そうだとすると、その今回移植したところというのは継続的にネザサを刈っていかないとネザサに覆われてしまうということでしょうか。

【事業者】 ある程度、人の力で刈り続けないといけないと考えております。

【委員】 工事終了後は、どのような対策を想定しておられるのでしょうか。

【事業者】 移植地については、ゴルフ場の管理地になるため、ゴルフ場の方に協力いただいて移植しました。工事完了後については、ゴルフ場関係者に草刈りの維持管理をお願いしています。

【委員】 つまり、ゴルフ場もキンランの保全を認識しておられるという理解でいいのでしょうか。

【事業者】 はい。

【委員】 オオキンケイギクの除去について、工事に伴って外来種が増えないほうがいいという観点で除去したのだと思うのですが、既に非常に広い範囲に大量に生育していて恐らくここだけではないでしょうし、刈り取って除草剤を撒いたとしても、工事が終了すれば、周辺から侵入してすぐに元に戻ってしまうことが予想されます。果たして除草剤を撒いてまで除去する必要があるのでしょうか。除草剤を撒くと他の在来の植物にも影響が出ると思うので、これは、我々が考えていたほどの規模の措置ではないと思います。経費もかかるし、手間もかかるわりにやる意味は薄いと思います。今後の対応を再検討いただいてもいいのではないのでしょうか。

【自然環境担当課長】 オオキンケイギクは特定外来種であり、ここだけではなく、市内の道路法面や公園にかなり広がっている状況です。

刈り取りや、賛否両論あると思いますが除草剤の散布により、被圧を少なくして在来の植物が代わりに入られるような状況を少しでもつくりだしたいと思っています。

神戸市道路公社には、公園管理者や道路管理者という立場から刈り取り等にご協力いただいておりますが、それ以外にも、刈り取りを行っていただける市民に補助金を出す等の施策を実施することで、少しでも無くしていきたいと取り

組んでいます。

ただ、委員のおっしゃるとおり、一旦刈り取って除草剤を撒いても、外部からの侵入もあり、すぐ復活してしまうということもありまして、どういうところを目指していくべきなのか、なかなか結論が出ていません。

【委員】 一般論ですが、例えば除草剤を撒いて植生がなくなるとさらに外来種のほうが侵入しやすくなるので、そういう方法がいい戦略とは思えません。

刈り取りによってある種類だけを減らすということは意味があると思うのですが、植生全体を減らすということは決していい方向にはなりません。

つまり、空き地があったので外来種が増えたわけで、そういう意味では除草剤の利用というのが果たして適切なのか、よく考えていただいた方がいいのではないのでしょうか。

【委員】 24 ページに、小動物の道路侵入対策の写真が載っているのですが、道路が供用されたら、このフェンスは除去されると思うのですが、供用後の道路侵入対策はどのようなことを考えているのでしょうか。

【事業者】 このフェンス自体は工事が終わりましたら撤去しますので、小動物が侵入する可能性があります。そこで、侵入した小動物が道路側溝等にはまっても帰れるように側溝に階段のようなものを設置し、脱出できるような構造に変更することを考えています。

【委員】 侵入防止対策はどうなるのでしょうか。

【事業者】 側溝で侵入を防いでいるという認識です。

【議長】 ほかはいかがでしょうか。 それでは、本事業に関する報告は以上で終了とさせていただきます。

事業者の方、ご説明ありがとうございました。退席いただいて結構です。

傍聴者の方も退席いただきますよう、お願いいたします。

《事業者・傍聴者退出》

【議長】 本日の審議は以上です。

【自然環境担当課長】 本日はお忙しい中、ご審議いただきありがとうございました。